

令和4年10月以降

育児休業給付金 パパの育児休業申し出パターン例

出生～産後8週の間は本体育休でも可能！
出生時育児休業（産後パパ育休）を必ず選択する必要はありません。

〈パターン1〉 出生時から1歳まで継続して育児休業取得（就労なし）



出生後8週までの間に就労しない場合、出生時育児休業と本体育休を分ける必要はありません。

パターン1では、全て「本体育休」とする方がスムーズに支給申請を行うことができます。

「出生時育児休業（産後パパ育休）」と「本体育休」を分ける場合・・・

→出生時育児休業と本体育休の申請をそれぞれ行っていただく必要があります。

出生時育児休業は、出生日もしくは出産予定日のどちらか遅い方から8週間を経過する日の翌日から給付金の申請が可能になります。

本体育休は、出生時育児休業の申請後でないと手続きができません。

〈パターン2〉 1回目：出生後4週育休

2回目：ママの復職サポートのため、9か月～1歳まで3か月育休



パターン2における1回目の育児休業（出生後4週）について ※就労なしの場合

○出生時育児休業として申請する場合

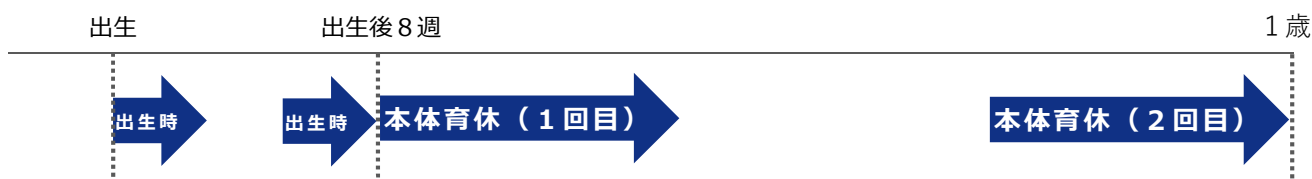
出生日もしくは出産予定日のどちらか遅い方から8週間を経過する日の翌日から給付金の申請が可能になります。

○本体育休として取得する場合

育休終了日の翌日から給付金の申請が可能です。本体育休の1回目となるため、1歳までの間に再度取得できる本体育休は残り1回となります。（例外事例を除く）

「出生時育児休業」と「本体育休」は下記のような取得も可能です！

〈パターン3〉 出生後2回に分けて出生時育児休業を取得
繁忙期を除いた期間で3か月ずつ分割して育休



〈パターン4〉 出生後の3週間は就労しながら育休、その後1歳まで継続して育休



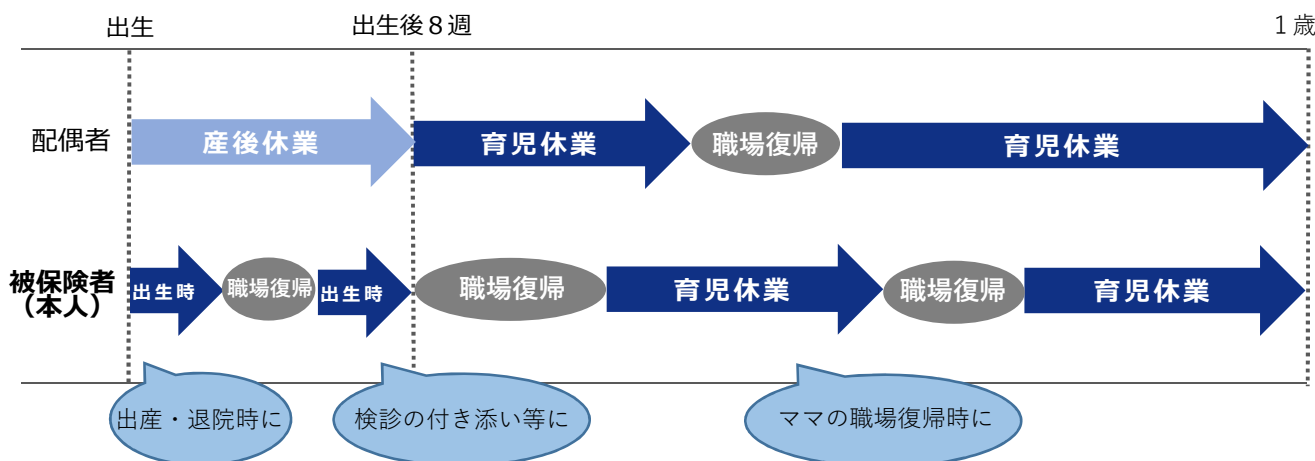
この1週間について、出生時育児休業、本体育休のどちらの扱いも可能ですが、就労しない場合は、あえて分ける必要はありません。

〈パターン5〉 本体育休→本体育休（一定期間復職する場合など）



この4週間について、出生時育児休業、本体育休のどちらの扱いも可能ですが、就労しない場合は、あえて分ける必要はありません。

上記のパターンを組み合わせると、夫婦で柔軟に育休を取得することができます！



【お問い合わせ先】 ハローワーク福岡東 雇用保険適用課
Tel : 092-672-8647